

平成 2 2 年第 1 回

## 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 2 2 年 2 月 1 7 日 開会

平成 2 2 年 2 月 1 7 日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

平成22年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

---

2月17日(水曜日) 第1号

---

議事日程 .....	1
本日の会議に付した事件 .....	1
出席議員 .....	2
欠席議員 .....	2
説明のため出席した者 .....	2
職務のため出席した事務局職員 .....	3
開会 .....	3
議席の指定 .....	3
会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
議案第1号から議案第7号まで7件上程、説明、採決 .....	4
閉会 .....	8

## 議 事 日 程

平成 2 2 年 2 月 1 7 日（水曜日） 午後 3 時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
  
- （第 4 から第 1 0 まで 説明 - 表決）
- 第 4 議案第 1 号 平成 2 2 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 5 議案第 2 号 平成 2 2 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
予算
- 第 6 議案第 3 号 平成 2 1 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第 3 号）
- 第 7 議案第 4 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 5 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 6 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
及び岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 7 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1 号 平成 2 2 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 2 2 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会  
計予算
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 2 1 年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会  
計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 4 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条  
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条  
例及び岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 7 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について

---

出席議員 (42人)

1番	成原嘉彦君	28番	広江正明君
2番	林政安君	29番	稲葉貞二君
3番	船戸清君	30番	中川満也君
4番	伊藤義彦君	31番	浅井健太郎君
5番	野村弘君	32番	谷村成基君
6番	國島芳明君	33番	宮川一美君
7番	蒲建一君	34番	木野隆之君
9番	尾藤義昭君	35番	小川徳喜君
10番	大山耕二君	36番	宗宮孝生君
11番	加納和喜君	37番	杉山茂君
12番	市原鶴枝君	38番	岡崎和夫君
13番	水野光二君	39番	室戸英夫君
14番	白木義春君	41番	坂井弘道君
15番	可知義明君	42番	矢田宗雄君
16番	渡辺直由君	43番	日下部明伸君
17番	大野信彦君	44番	井戸敬二君
18番	森真君	45番	赤塚新吾君
19番	山田豊君	46番	今井良博君
21番	堀孝正君	47番	安江眞一君
26番	松永清彦君	48番	渡辺眞公夫君
27番	松原秀安君	49番	谷口尚君

---

欠席議員 (7人)

8番	古川雅典君	24番	日置敏明君
20番	平野元君	25番	野村誠君
22番	井上久則君	40番	南山宗之君
23番	藤原勉君		

---

説明のため出席した者

広域連合長	細江茂光君	事務局長	山口嘉彦君
副広域連合長	小川敏君	会計管理者兼会計課長	近松邦雄君
副広域連合長	土野守君	総務課長	野田隆男君
副広域連合長	吉田弘義君	資格電算課長	馬淵尚樹君
副広域連合長	佐藤光宏君	給付課長	矢嶋弘治君

---

職務のため出席した事務局職員

書記長 各務 欣治 書記 林 昭義

---

開 会

午後3時2分 開 会

議長(林 政安君) 定足数に達しておりますので、ただ今から平成22年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

---

開 議

議長(林 政安君) これより本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

---

第1 議席の指定

議長(林 政安君) 日程第1、議席の指定を行います。  
今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、11番加納和喜君、16番渡辺直由君、42番矢田宗雄君、46番今井良博君、以上のとおり指定します。

---

第2 会議録署名議員の指名

議長(林 政安君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、議長において、10番大山耕二君、36番宗宮孝生君の両君を指名します。

---

第3 会期の決定

議長(林 政安君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(林 政安君) 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日間と決しました。

---

#### 第4 議案第1号から第10 議案第7号まで

議長（林 政安君） 日程第4、議案第1号から日程第10、議案第7号まで、以上7件を一括して議題といたします。

これら7件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

広域連合長（細江茂光君） 平成22年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたりまして、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席賜り厚く御礼申し上げます。

関係市町村の皆様並びに議員の皆様方には、日頃より後期高齢者医療制度の運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

提案説明に先立ちまして、諸般の事情について申し上げたいと思います。

平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、2年が経過しようとしておりますが、昨年9月に民主党を中心とした新政権が発足し、3党連立政権合意の中などで、本制度の廃止が掲げられました。

また、国におきましては、これを踏まえて、新たな医療制度の具体的なあり方を検討するため、厚生労働大臣が主宰をする高齢者の代表、関係団体の代表、学識経験者からなる「高齢者医療制度改革会議」が昨年11月6日に設置されました。

今後、具体的な制度設計の議論が進められ、今年の夏を目途に中間取りまとめが行われ、年末には、新たな医療制度の最終案がまとめられます。

その後、平成23年1月の通常国会に法案が提出をされ、平成25年4月から新たな医療制度に移行するという、スケジュールが国において示されているところであります。

このように高齢者医療制度を取り巻く環境におきまして、変革の波が到来してまいりました。

しかし、一方で申し上げるまでもなく、私たち広域連合はいかなる状況におきましても、高齢者への医療サービスの停滞を招かないことが大変重要であります。

そのため、当広域連合におきましては、本制度を性急に廃止し、新しい医療制度へ移行することは、再び、被保険者をはじめ、現場に混乱を招くことが懸念されますので、新制度の導入に当たっては、現行制度を継続しつつ、国民の合意を得られるよう、持続可能で分かりやすいものとするため、被保険者及び関係機関と十分な議論を行っていただくこと。

また、制度の安定的な運営及び権限と責任の所在を明確にするため、国または都道府県を主体とする医療保険制度としていただくこと。

並びに、被保険者等への周知及び電算処理システム構築のための十分な準備、検証期間を設けていただくよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、国に要望してまいりました。

こうした中、国におきましても、平成21年度の保険料軽減措置を平成22年度も引き続き継続するため、平成21年度第2次補正予算におきまして、その財源措置がなされたところであります。

今後も国の方針、施策等の情報に細心の注意を払い、国に対し、要望すべきところは要望して

まいりたいと考えております。

さて、来年度は保険料率の改定を行う年ではありますが、高齢化の進行等により、岐阜県の場合、平成22年度及び23年度における保険料は、現行制度に対して何らの対策を講じなかった場合、平成21年度と比べ、約10%の増加が見込まれております。

そのため、前年度からの剰余金に加え、県に設置をされております財政安定化基金を活用することによりまして、平成22年度及び23年度の保険料の所得割率及び均等割額を平成20年度及び21年度と同率・同額に据え置き、被保険者の方々から納付いただく保険料の増加を抑制したいと考えております。

今期定例会には、これらの方針に基づき、保険料率の設定や保険料軽減措置に伴う予算及び条例改正などを提案させていただきました。

それでは、今回提案をいたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第1号は、平成22年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。

一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、2億6,002万3千円とするものであります。

これは、前年度と比べ、107万1千円、率にして、0.4%の増であります。

はじめに、歳入の主なものを御説明申し上げます。

分担金及び負担金といたしまして、市町村からの負担金2億3,810万2千円を計上いたしました。

また、前年度からの繰越金といたしまして、1,989万9千円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを御説明申し上げます。

総務費といたしまして、職員の人件費や各種委員会の経費など、広域連合の運営にかかる費用として2億5,729万円を計上いたしました。

議案第2号は、平成22年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。

特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,959億6,431万7千円とするものであります。

これは、前年度と比べ、77億9,006万6千円、率にして、4.1%の増であります。

はじめに、歳入の主なものを御説明申し上げます。

市町村支出金といたしまして、被保険者の方々から納付いただく保険料負担金や保険基盤安定負担金、並びに療養給付費の定率負担金や保健事業の負担金などとして、328億4,702万9千円を計上いたしました。

国庫支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金並びに、調整交付金などとして、615億5,741万2千円を計上いたしました。

県支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金並びに保険料の増加を抑制するための財政安定化基金からの交付金などとして、158億2,418万8千円を計上いたしました。

支払基金交付金といたしまして、現役世代の方々からの支援金として、814億1,006万1千円を計上いたしました。

また、被用者保険の被扶養者であった方や所得の低い方に対する保険料軽減措置分の財源補てん等に充てるため、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金として、12億9,988万

5千円を計上いたしました。

さらに、昨年度からの繰越金といたしまして、27億3,932万8千円を計上いたしました。続きまして、歳出の主なものを御説明申し上げます。

総務費といたしまして、共同電算処理業務の委託やレセプト管理及び点検業務の委託に要する経費などとして、5億941万5千円を計上いたしました。

保険給付費といたしまして、平成21年度決算見込みより被保険者数の伸び率を3.5%の増、一人当たり医療費の伸び率を2.1%の増で見込み、療養給付費として1,821億7,291万2千円、療養費として28億309万2千円、高額療養費として66億2,353万7千円、葬祭費として7億1,000万円を計上いたしました。

保健事業費といたしまして、健康診査の受診率を23%で見込み、健康診査費として3億8,394万7千円を計上いたしました。

また、医療費通知の継続や市町村が実施する人間ドッグや脳ドッグに対しても、新たに長寿健康増進事業として補助するなど、その他保健事業費として4,469万1千円を計上いたしました。

議案第3号は、平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)であります。

今回の特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ14億1,524万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,929億9,015万5千円とするものであります。

これは、平成22年度の保険料軽減措置におきましても平成21年度と同様に、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割保険料の9割軽減及び所得の低い方に対する均等割保険料の9割軽減や8.5割軽減並びに所得割保険料の5割軽減を継続して実施するために必要な財源の補てん措置として、平成21年度末に国から交付されます高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるために補正をするものであります。

議案第4号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、平成22年度及び平成23年度におきまして、被保険者の方々から納付いただく保険料の算定基礎となる所得割率を0.0739、被保険者均等割額を39,310円と定め、平成20年度及び平成21年度の保険料率と同率・同額に据え置くものであります。

また、平成22年度の保険料軽減措置におきましても、平成21年度と同様の軽減措置を継続するため、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、先ほど議案第3号にて申し上げました平成21年度特別会計補正予算におきまして、平成22年度の保険料軽減のための補てん財源として積み立てました基金をその目的のために処分できるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、月に60時間を超える時間外勤務につきまして、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、職員の時間外勤務に対する手当及び代休時間の指定につきまして、所要の改正を行う

ものであります。

議案第7号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてであります。

これは、現在その任に御努力をいただいております小坂善紀さんの任期が3月27日に満了となりますが、引き続き、小坂善紀さんを公平委員会委員として選任いたしたいため、その同意を求めるものであります。

小坂善紀さんは、現在美濃市公平委員会委員を務められ、地域行政に貢献をされておられます。

よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

以上、今回提案をいたしました議案について、御説明をいたしました。

高齢者の方々が納得し、安心していただける医療制度となるよう、今後とも各市町村と十分に協議、連携をしながら制度の円滑な運営に努めてまいりますので、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます

議長（林 政安君） これら7件に対する質疑の通告はありません。

これら7件に対する討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、議案第1号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 政安君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第2号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 政安君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 政安君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第4号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 政安君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第5号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 政安君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第6号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 政安君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第7号を採決します。

お諮りします。小坂善紀君を公平委員会委員に選任するについては、これに同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 政安君） 御異議なしと認めます。よって、小坂善紀君を公平委員会委員に選任するについては、同意と決しました。

---

閉 議 閉 会

議長（林 政安君） 以上で今期定例会に付議されました事件はすべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、平成22年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時20分 閉 会

---

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

林 政幸

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

大山 耕二

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

糸宮 孝生